

施策評価シート (平成22年度の振り返り、総括)

作成日 平成23年 04月 07日

施策 No.	21	施策名	水道事業の推進
主管課名	水道課	電話番号	0285-83-8165
関係課名	建設課、都市計画課、区画整理課、長田区画整理組合、環境課		

施策の対象	市民								
対象指標名	単位	16年度実績	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	26年度見込
人口	人				66,712	83,392	82,997	82,584	85,500

施策の意図	清浄でおいしく、豊富で安全な水を安定供給する。								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法 (算定式など)	実績データにより把握する。 ・水道水を安定供給していることの判断は水道を市民がどれだけ使用しているかであり、水道普及率 (年度末推計人口対比) を成果指標とする。 ・水道事業の健全経営の指標として有収率 (配水量に対し使用された水量の割合) を成果指標とする。 (上水道事業と簡易水道事業を合算した数字を使用した。)								
成果指標名	単位	16年度実績	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	26年度基本計画目標値
水道普及率	%				92.0	82.6	83.4	82.0	85.0
有収率	%				84.9	85.9	90.0	88.7	90.0

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	市民には、給水可能な場所であれば水道水を利用してもらう。 行政は、清浄でおいしく、豊富で安全な水の安定供給を図る。
-------------------------	--

22年度の  
評価結果

1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）

・平成22年度末の給水人口は67,751人で、推計人口による普及率は82.0%であった。前年度と比較して減少した要因は、営業用・家事用併用戸数及び住宅団地などの1棟複数戸数の減、並びに平均世帯人数の減による。

・有収率は88.7%で、前年度と比較して1.3%減少した。要因は、量水器手前の漏水件数の増加（給水装置破損修繕：前年度比11件増）、東日本大震災による漏水及び濁り水対応のための排水作業の影響が大きいと思われる。

・水道水を利用しているうち、「とてもおいしい」又は「どちらかと言えばおいしい」と答えた割合は68.5%で、前年度と比較して0.9%増加した。また、「利用していて不満がある」と答えた割合は33.2%で、同2.8%減少した。不満の主な理由は、「水質（カルキ臭）に不満」が46.9%（同0.8%減）、次いで「料金が低い」が39.8%（同6.5%減）であった。

2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括

・水道施設改良事業では点検により不良箇所を発見し、19箇所の改良を実施した。

・漏水及び地震対策としての老朽管更新（石綿セメント管）事業は、旧真岡地区においては区画整理地内を除き平成21年度で完了しており、旧二宮地区においては平成22年度に330mを実施し完了した。

・土地区画整理事業等の道路築造に伴い配水管を埋設する先行投資的な路線については、施行者をとおり、舗装工事を実施する前段に水道の取り出しをお願いしながら加入促進に努めている。

・不明水確認のための漏水調査を西田井、根本、青谷、君島、道祖土、南高岡地内27.8kmについて実施し、漏水箇所5箇所を発見して修繕した。

・不明水対策として、メーター器手前の給水管の漏水を市民からの通報により212箇所修繕した。

・不評なカルキ臭の原因や対応方法、水道料金のしくみ等についてホームページに掲載し、周知を図った。

・水道料金の収納率を上げるため、平成21年4月から、ゆうちょ銀行窓口での取り扱い、同年7月から、コンビニ収納を実施した。

・経費削減と民間の有効活用を図るため、平成22年4月から、水道課窓口業務、料金徴収業務の民間委託を実施した。

・水道料金未納者に対する滞納整理では、3か月未納者に対して納付を徹底したことにより、給水停止件数は1,132件で、前年度より486件減少した。しかし、平成22年度末の不納欠損額（平成17年度分）が、まだ263万円あったため、平成23年4月からは1か月未納者に対して給水停止を実施し、納入指導を強化する。

・3月11日の地震に伴い、停電と配水量の増加により水量不足となり、約20,800世帯が断水となったため、自衛隊、新潟県阿賀野市、真岡市管工事業者組合の協力を得て、給水車9台の体制で応急給水を実施した。また、断水後の通水に伴う濁り水の対応として、5班10名体制で泥吐き作業を実施した。

3. 施策の課題認識と改革改善の方向

- ・水道料金の未納者対策として、平成23年4月から、1か月の未納者に対して給水停止を実施する。
- ・施設については、耐用年数を経過した設備があり、計画的に更新と耐震化を推進していく。
- ・水道水の安定供給、濁り水の解消を図るため、幹線配水管網のバルブの調整を図る。
- ・不明水の確認のための漏水調査等を実施し、有収率の向上に努める。
- ・普及率向上のため、水道ビジョンを作成し、事業の変更認可を得て、順次整備拡大を図る。
- ・今回の震災を教訓として、施設の改善や地震対策マニュアルの見直しを図る。

22年度の  
評価結果

補足事項